

2014 北海道最賃情報

No. 3

2014. 6. 30(月)

連合北海道最賃対策委員会

6. 27 労働局に最賃改正についての要請行動を実施

連合北海道は、6月27日(金)10:00から、北海道労働局長に対して、最低賃金等の改正についての要請行動を実施した。

連合北海道からは、出村事務局長、永田組織労働局長、大磯最賃審議委員(UAゼンセン)、小倉組織労働局次長、北海道労働局からは、能坂労働基準部長、柴田賃金課長、山田主任監察監督官、菊地特別司法監督官、原主任賃金指導官、高木企画室長補佐が出席した。

冒頭、出村事務局長より「ここ7年間で90円最賃が引き上がったが、年収200万円以下のワーキングプアと呼ばれる労働者が、道内では40万人を超えている。また、北海道だけが生活保護費とのかい離が7円残っている。今春の消費増税もあり、最賃の引き上げが大きな労働条件の改善となるので、連合北海道の主張を踏まえて最賃審議会への諮問をしていただきたい」とあいさつした。具体的には、永田組織労働局長より以下の4つを要請した。

- 1)生活保護費とのかい離を解消し、「雇用戦略対話」で合意の全国最低800円、全国平均1000円を目指し、10月1日発効に最大限配慮すること。
- 2)最低賃金引き上げにあたり、中小企業支援策等を講じること
- 3)特定(産業別)最賃の意義と役割を踏まえ、制度拡充に資する取り組みが進展するよう指導を強化すること。
- 4)最低賃金法の周知・徹底を図ること



左から大磯・永田・出村の各氏



出村事務局長と能坂労働基準部長



北海道労働局 能坂労働基準部長(中央)

7月2日(水)に第2回北海道地方最低賃金審議会が開催される。連合北海道は、生活保護費とのかい離解消はもとより、誰もが時給1000円と10月1日の発効に向けて、取り組みを強化していく。

最低賃金についてのご意見を連合北海道最賃対策委員会までお知らせ下さい。

TEL011-210-0050

FAX011-272-2255

メール: organization@rengo-hokkaido.gr.jp